

イエローカードの撲滅を目指して!

その3

家庭用燃えるごみ

・家庭用燃えるごみとは?

長さが30cm以下、厚さ3cm以下の燃えるもの

(例) 生ごみ、紙くず、落葉や雑草、汚れが落ちないプラスチック製容器包装で事業系以外のもの

・よくあるルール違反!

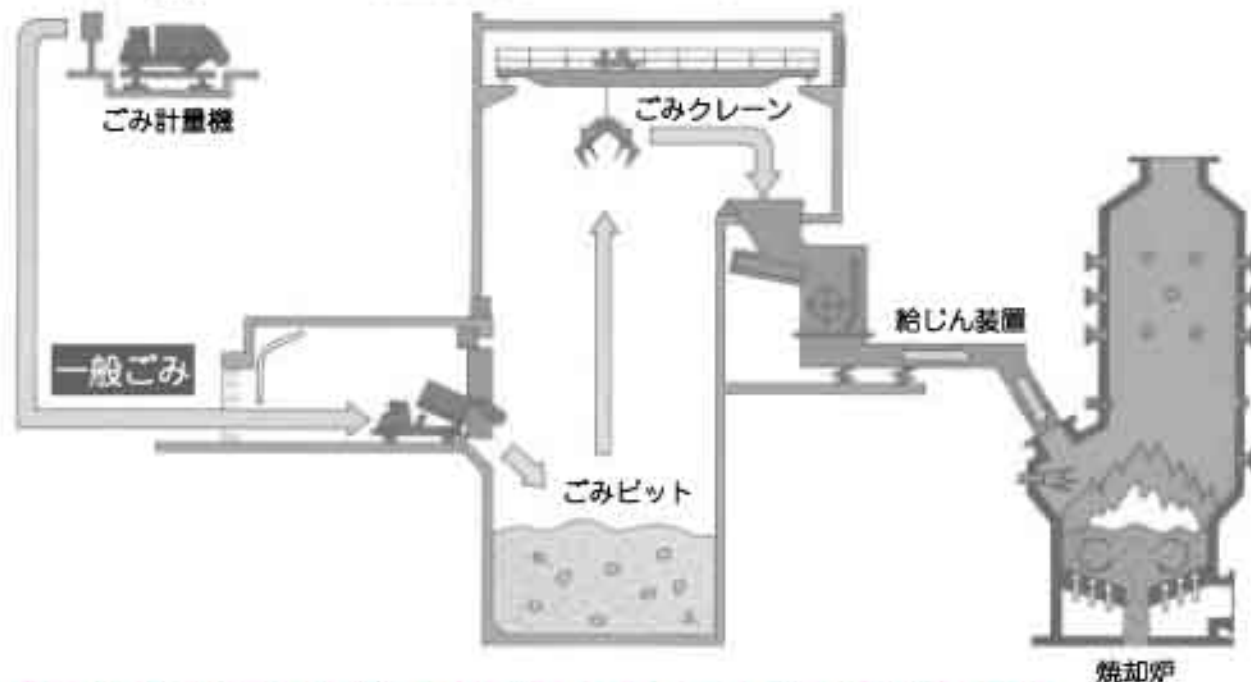
- 長さが30cm以上のもの、厚さが3cm以上のもの
(例) PPバンド(梱包用のひも)、古着、布団、太い枝
- ピン・カン・金物などの不燃物

・なぜダメなの?

家庭用燃えるごみは、岐阜市境川にある岐阜羽島衛生施設組合で焼却しておりますが、この集められたごみは、焼却施設の「ごみビット」に投入され、クレーンにより「給じん装置」へ送られ粗破砕されて焼却炉へ運ばれます。

この「給じん装置」での粗破砕の工程で、太い枝などは、破砕することができず、ひも等の長いものは機械に絡み付いてしまうからです。

また、焼却施設ですので、不燃物は燃えないからです。



・「長いひも等」は袋の中に入れてあってもダメなの?

袋に入れてあっても、収集時やクレーンで吊り上げたときに、袋が破れてしまい、そのごみが「給じん装置」に絡み付いてしまうからです。

・では、どうするの?

細かく切断・破砕するか、困難な場合は「燃える大型ごみ」の収集日に出してください。

資源とごみの出し方のルールを守りましょう